

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第45号

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例（平成12年岩手県条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後			
別表第7（第2条関係） 道路交通法関係事務手数料			別表第7（第2条関係） 道路交通法関係事務手数料			
事務	名称	金額	事務	名称	金額	
[略]			[略]			
18 法第108条の2第1項各号に掲げる講習	[略]	[略]	18 法第108条の2第1項各号に掲げる講習	[略]	[略]	
	法第108条の2第1項第14号に掲げる講習	[略]		法第108条の2第1項第14号に掲げる講習	特定小型原動機付自転車運転者講習	講習 1時間 2,000円 手数料
	法第108条の2第1項第15号に掲げる講習	[略]		法第108条の2第1項第16号に掲げる講習	[略]	[略]
[略]			[略]			
[略]			[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。						

附 則

この条例は、公布の日から施行する。